

## 播磨町住宅改造助成制度について

日常生活を営む上で支障がある高齢者や障害者が、その居住する住宅で安心して自立した生活を送るために、既存の住宅を改造する費用を助成する事業です。

**〔助成決定前に着工(契約)したものは、助成対象となりません。〕**

**対象世帯** 播磨町に住所があり、次の①～③のいずれか対象者がいる世帯(町税を滞納していない事)

- ① 介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けた方がいる世帯
- ② 身体障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯
- ③ 療育手帳の交付を受けた方がいる世帯

※原則、最初の介護保険制度等の住宅改修工事と一体的に実施してください。

※介護保険制度の住宅改修費・重度身体障害者日常生活用具給付等事業を優先して適用し、住宅改造費が給付額を上回る場合に、上回る部分について世帯階層区分による助成率を補助します。

《注意》 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅の場合は、耐震診断の実施が必要です。

⇒町の簡易耐震診断については、都市計画課にお問い合わせください。

住宅改造助成は、1世帯1回限りの助成になっています。

※身体の状態が著しく悪くなった場合など、再度助成の対象になる場合がありますので、ご相談ください。

### 助成対象の改造箇所

対象者の身体状況に応じた住宅改造で、住まいの改良相談員が必要と認める範囲内の工事

▶浴室および洗面所 ▶トイレ ▶玄関 ▶廊下および階段 ▶居室 ▶台所

※対象工事は、箇所毎で積算します。新築・建替・大規模な改築工事や、老朽・破損箇所箇所の修繕工事は、対象になりません。

### 提出書類

#### (1) 申請時に必要な書類

住宅改造助成申請書…

要介護認定がある被保険者の場合、介護保険住宅改修費に係る申請書も、同時に提出してください

住宅改造工事計画書(図面)

工事費見積書(対象工事箇所ごとに、工事内容が確認できる見積書)

住宅改造工事承諾書(賃貸住宅に居住している者に限る)

申請者及び世帯員全員の前年分の所得課税証明書…税情報等の照会同意する場合は省略可

※1月1日時点で播磨町内に住所がない場合、所得課税等が分かる証明書が必要

改造予定箇所の写真…町職員が調査時に撮影するため省略可

建築に係る着工年月日又は建築年月が確認できる書類

#### (2) 工事着手時に必要な書類

住宅改造工事着手届

#### (3) 工事完了時に必要な書類

住宅改造工事完了届

工事契約書の写し

領収書の写し

工事完成写真…町職員が完了検査時に撮影するため、省略可

耐震診断報告書の写し(昭和56年5月31日以前に着工された住宅の場合のみ)

## 助成金額の計算方法(千円未満の端数は切捨て)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{① 助成対象経費} \\ \text{(上限100万)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{②住宅改修費支給限度基準額} \\ \text{(上限20万)} \end{array} \right] \times \text{③助成率} = \text{助成金額}$$

## ① 助成対象経費(合計額の上限は100万円です)

助成対象となる工事費用を積算したもので、必ずしも見積額=助成対象経費とは限りません。

## ② 住宅改修費支給限度基準額

- ▶ 介護保険の住宅改修費の対象となる場合は、支給限度基準額(20万円)を差し引きます。また、対象者が複数いる場合は、20万円×人数分を控除した残りの額が限度額となります。
- ▶ 障害者手帳をお持ちの方で「下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する身体障害者で、3級以上の方(ただし、特殊便器を設置する場合は上肢障害2級以上の方)がいる世帯」の場合は、重度身体障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修費が優先して適用されます。

## ③ 助成率… 生計中心者の課税状況により、助成率が異なります。

	世帯階層区分	助成率
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯含む)	3/3
B	生計中心者が当該年度分町民税非課税の世帯	9/10
C	生計中心者が前年分所得税非課税で、当該年度分町民税均等割のみ課税の世帯	9/10
D	生計中心者が前年分所得税非課税で、当該年度分町民税所得割及び均等割課税の世帯	2/3
E	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が70,000円以下の世帯	1/2
F	生計中心者の前年分所得税額が70,000円を超える世帯	1/3

- ◆ 生計中心者が給与収入のみの者で、前年分の給与収入金額が800万円を超える人、生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が600万円を超える人は対象外。
- ◆ 生計中心者とは、同一生計の人の内、最も収入額が多い人を指します。住民票上は世帯分離をしていても、実質的に同一家屋・住所で生活している人は同一生計とみなします。

(注1)「給与収入金額」とは、住民税納税通知書等の支払給与の総額(税込み年収)をいい、「所得金額」とは、納税証明書等の所得金額をいう。ただし、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得及び山林所得の所得金額を含まないものとする。

(注2)「所得税額」とは所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(注3) 申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあっては、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とし、申請書が4月から6月までの間に受理された場合にあっては、「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。

## ◇住宅改造助成の簡易フローチャート◇

必ず工事着工(工事契約)前に保険課へ申請してください。

(※身体障害者手帳および療育手帳をお持ちの方は、健康福祉課へ申請してください)

### ① 申請書類提出

↓ \*交付決定には、申請から最短で約3週間程度かかります。  
(※耐震診断が必要な場合は、都市計画課にて簡易診断の申請を行ってください。)

### ② 現地調査 \*2回、現地調査を実施します。

↓ \*「住宅改造助成決定通知書」を送付します。  
※必ず、通知書が届いてから、施工業者と工事契約を結んでください。  
助成決定前に着工(契約)された場合は助成対象となりません。

### ③ 工事着手

↓ \*住宅改造工事着手届を提出ください。  
\*必ず、申請内容どおりの工事を行ってください。原則、着工後の追加工事は助成対象外となります。やむを得ず変更になる場合は、必ず着工前に町にご相談ください。

### ④ 工事完了

↓ \*「工事完了時に必要な書類」をご提出ください。  
※耐震診断の結果報告書の提出がなければ、完了届を受理できません。  
耐震診断の結果報告書を受け取ってから、完了届を提出してください。

### ⑤ 完了検査 \*訪問検査を実施します。

↓ \*工事完了検査の結果をもとに助成額を確定し、「住宅改造助成額確定通知書」を送付します。

### ⑥ 助成金支払い

\*助成金は完了検査後に、請求書で指定の口座に振り込みます。  
「償還払」か「受領委任払」のどちらかとなります

《注意》 助成金支払いまで含めた全ての完了が、申請年度の3月31日までとなります。

#### 【問い合わせ先】

▶要介護・要支援認定を受けている方

保険課地域包括ケア係 電話 079-435-0313(直通)

▶身体障害者手帳・療育手帳所持者

健康福祉課障害福祉係 電話 079-435-2361(直通)